

会 議 録

会議の名称	第3回小金井市特別職報酬等審議会	
事務局	職員課	
開催日時	平成23年10月28日(金) 午後4時から午後6時まで	
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室	
出席者	(委員) 藤井会長、羽田野委員、山本委員、馬場委員、梶尾委員、村上委員、本木委員 (事務局) 市長、総務部長、職員課長、人事給与制度担当課長、職員課長補佐、給与厚生係長、労働安全衛生担当主査、給与厚生係主任、職員課主事	
欠席者	2人	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可	
傍聴者数	0人	
傍聴不可等の理由等		
会議次第	1 議題1 特別職の退職手当の在り方について	
提出資料	1 特別職及び一般職の退職手当の支給比較表 …資料(1) 2 市報こがねい平成22年12月1日号 …資料(2) 3 「国家公務員等退職手当制度基本問題研究会」報告(抄) …資料(3)	

そ の 他	
-------	--

### 第3回小金井市特別職報酬等審議会

平成23年10月28日（金）

【藤井会長】 それでは、次第に沿って進行する前に、小金井市特別職報酬等審議会条例第5条第2項に基づき、会議の成立状況について事務局に報告を求めます。

【事務局】 本日は、委員選任数9名のうち6名出席されており、委員の過半数の出席となりますので、今回は成立したことを報告いたします。

【藤井会長】 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、継続審議となっております「特別職の退職手当の在り方」について審議していくこととなります。

なお、先ほど事務局に確認したところ、本件の審議は今回までとのことですので、本日の終了時には答申案がまとまっている形となります。審議時間も限られておりますので、円滑な審議にご協力をお願いいたします。

また、諮問「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の答申に関してご報告させていただきます。本来ですと本審議会内で答申を行うところですが、市長は本日、公務により外出されるということですので、先ほど、市長室にて答申をいたしましたのでご報告させていただきます。

それでは、前回の審議で説明保留となっております件について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より回答保留とさせていただきました件につきまして、ご説明させていただきます。

まず、馬場委員からのご請求がございました「市長及び一般職の退職手当支給額の推移」についてご説明いたします。事前にお配りしました、資料1「特別職及び一般職の退職手当の支給比較表」をごらんください。本資料は平成11年度から平成23年度までの、特別職と一般職の退職手当支給額をまとめたものでございます。なお、一般職は定年退職者として、また、平成23年度の一般職定年退職者につきましては見込み額となっております。詳細につきましては資料をごらんください。

続きまして、梶尾委員からご請求がございました、財政状況のわかる資料についてでございます。事前にお配りしました、資料2「市報平成22年12月1日号抜粋」をごらん

ください。こちらは、小金井市が毎年公表しております決算状況をまとめた資料でございます。詳細につきましては資料をごらんください。

続きまして、羽田野委員からご質問がございました、「勤務評価、成果等に基づき退職手当の支給率を決定している自治体の例」につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、東京都にも確認したところがございますが、総務省及び東京都としても、全国規模での実施例は把握していない、少なくとも都内の自治体で実施した例はないとのことでした。これは特別職、特に市長は公選された職であるため、一般職とは性格が異なることに由来するものでございます。

続きまして、村越委員からご質問がございました「財政再建団体となった場合の退職手当の支給状況」につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、平成19年3月6日から財政再建団体となりました夕張市に直接状況を確認しました。退職手当の支給に関しましては、財政再建団体となったことに伴う国からの指導等は特段なかったとのことでした。このため、夕張市では独自に減額措置を行っております。特別職の市長、副市長、教育長につきましては、条例上の支給にかかる文言は据え置きとし、不足の部分で、支給なしの旨の明記をすることにより制限を加える方法を取り、また、一般職につきましては、支給率を財政再建団体となった時点で、減額し、減率し、年を経るごとに段階的に回復させる措置を行っているとのことでした。

最後に、回答保留事項とは異なりますが、資料3「『国家公務員等退職手当制度基本問題研究会』報告」につきましてでございます。こちらは昭和59年11月15日付で、国家公務員等退職手当制度基本問題研究会から出された報告書の抜粋となります。審議の際のご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

**【藤井会長】** ありがとうございます。ただいま保留事項の説明がありましたけれども、何かご質問等がありましたらお願いいたします。質問された委員の方、それぞれよろしいでしょうか。あるいは別の件でも構いませんので、ご質問等があればお願いいたします。

**【藤井会長】** お願いします。

**【馬場委員】** 資料1の市長退職手当額の平成16年度の記載というのは、何かあるんでしょうか。4年に1度という形になっているんですけども、この16年度だけ337万とあるんですけども。

【藤井会長】 お願いします。

【事務局】 当時、稲葉市長が、任期途中で民意を問うということで、任期途中で退職されまして、それに基づきまして16年度に支給したというところです。

【馬場委員】 ありがとうございます。

【藤井会長】 退職手当は何年務めるかによって額が違うみたいなんで、1年間お務めになったのでこの額ということでしょうかね。

【馬場委員】 ありがとうございます。

【藤井会長】 ほかにいかがでしょうか。

もしなければ、本日はこの諮問についての最終回ということでもありますので、まとめるほうに移りたいと思います。

まず、既にお送りしていると思いますが、諮問「特別職の退職手当の在り方について」における審議動向という紙が1枚入っていると思います。この紙をごらんいただきたいと思いますが、第1回、5月27日と第2回で審議を行いました、そのときに出された論点を事務局のほうでまとめていただいています。

順番が入れかわってしまって申しわけございませんが、一番下の※印のところをごらんいただきますと、「なお、退職手当制度の存続については、前回までに全会一致により『退職手当の制度は廃止しない』との見解を得ています。」この点は確認ということになりますし、今回の議論の前提にもなりますので、ご確認いただきたいと思います。

その上で、上のほうに戻っていただいて、退職手当の支給額について、それから2番目、条例の制定方法について、それから3番目、退職手当の支給時期についてということいろいろご議論をいただいたものをまとめているところです。ですからきょうは、この順番で皆さんのご意見をいただいて、一致したところを答申にまとめていくという作業に入りたいと思います。

ということで、我々、議論しているところではあるんですが、ほかの委員さんがおっしゃったことで、ここに書かれていることで、わかりにくいとかということがあるかもしれませんが、この論点あるいは審議動向の中身について、我々の共通理解を最初に図ったほうがいいのかというふうにも思います。

最初に、私のほうから事務局にどういう議論だったのかということについて確認させていただきたいのは、例えば(1)の退職手当の支給率(額)についてということで、特に②退職手当の性格を職責に基づくものとするということについてという、この職責に基づくとい

うのが、どういうイメージであるのかということをお互に共有しておいた方がいいかなということと、(2) 条例の制定方法、例えば、市長さんが退職手当を要らないと言った場合に、それを条例の本則の改正とするのか、特例条例の制定とするのかということが、(2) の①にあがっていますが、この2つはどう違うのかということ。最初にこの2点について事務局から簡単に議論についてご説明いただけますでしょうか。

**【事務局】** それでは、最初、退職手当の支給率の②の退職手当の性格を職責に基づくものの職責ですけれども、あくまでも人というよりも個人としては変更しない。あくまでも特別職の市長や副市長等、職の重さ、市長だったら市長職の重さに基づくという考えでございます。

それと(2)の条例の制定方法についてでございます。①の条例の本則の改正か特例条例の制定というところでございますが、条例の本則を改正するとなりますと、条例の大もとを変えてしまうということになります。特例条例の制定というのは、大もとの条例はそのままにしておいて、例えば市長の任期中だとか、いわば期間限定等で条例を改定、制定するというところでございます。

以上です。

**【藤井会長】** ありがとうございます。

職責に基づくということは、(1)で言いますと、③番、退職手当の支給率の根源を職責によるものとした場合、人・状況により支給、不支給、あるいは金額の増減を決定するのはおかしい、というのはそういう今の事務局のご説明だと、市長さんだったら市長さんの責任に対して退職手当を払っているという趣旨になります。それから、業績主義についても、それとはちょっと対立するということになるのかもしれませんが。

ということが、私のほうで確認しておいたほうがいいかなと思うのですが、あとほかに、時間もたっていますし、ほかの方のご発言だった場合に、これから皆さんの判断をお伺いするときに、わかりにくいことがあるといけませんので、ご質問等があれば最初にいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いいですか。では、お願いします。

**【梶尾委員】** 後のほうにかかわるのかもしれませんが、支給率の変更は条例本則の改正になるのでしょうか、特例条例の制定になるのでしょうか。

**【藤井会長】** お願いします。

**【総務部長】** この審議会のところで、特別職の退職手当の支給率を変更する場合に

は本条例の改正という形になります。特別職の給料とか退職手当の率を改正するには、一定、報酬審の審議会に諮って、それを受けて改正するという形になります。

以上です。

【藤井会長】 梶尾委員、よろしいでしょうか。

【梶尾委員】 ありがとうございます。

【藤井会長】 ほかにいかがでしょうか。

本木委員、お願いします。

【本木委員】 今回の答申では、市長さんからのお話では、副市長さん、教育長さんも含めてという、こういうお話だったんですけれども、答申は3人というか、この3つをまとめて答申するのか、それとも市長さん、それとは別という形にするのか、その答申のイメージがよくわからないんですけれども。括弧の中では特別職ということで入っていますけれども、当然、特別職でいくと、市長さん、副市長さん、教育長さんという形になりますので、特別職を1つ、全体一つのくくりとして答申をするのか、それとも、答申の仕方としては少し中を切り分けてやるのか、そのイメージがよくわからないんですけれども。

【藤井会長】 お願いします。

【総務部長】 市長の意向は、特別職ということで、市長、副市長、教育長を含めてということをお願いしたいという考え方でございます。

【藤井会長】 よろしいですか。

今、幾つか(1)についてご質問をいただきましたので、この(1)退職手当の支給額についてということで、①のところ、そもそもこの審議会で退職手当の支給率(額)を決定するという、そのこと自体についてどういうふうにか考えるかということから入りたいと思いますが、支給率を変えたほうが良いということであれば、どうするかという話になりますし、そういうことは難しいということであれば、支給率はこの審議会では答申に入れないということになります。このあたりはいかがでしょうか。

今までですと、第1回の審議会の資料に、近隣の市町村の特別職の退職手当についてのデータとかも出てきておりますし、それにかかわらず、小金井市の場合はどうするかということをお考えいただくという方法もあるかもしれません。皆さんのご意見とするというか、ご意向とすると、支給率を変えるということについて、そもそもどういうふうにお考えになるのかというあたりで、皆さんのご意見もお伺いしたいんですが。この審議会ですと、変えるということ、そのこと自体についてどういうふうにお考えになるかとい

うことです。

お願いします。

【本木委員】 私は、支給率という具体的な金額について審議会の中で議論するというのは、やや少し荷が重いのかなという感じがいたします。先ほど総務部長からお話がありましたように、基本的には条例事項ということですので、それは議会にお諮りをして、議会の中で十分にご審査いただきながらやるということが基本であって、金額の多寡について当審議会の中で議論するというのは、少しやや範囲が広すぎるのかなという感じもしております。

【藤井会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。羽田野委員、お願いします。

【羽田野委員】 近隣の市長さんとか副市長さんの支給率から見ても、特別高いとか、それもないと思うので、今、本木委員がおっしゃったように、率的には変わらない、これは平均かそれ以下ぐらいではないかと思うので、その額そのものについて我々に判断しろというのは厳しいかなと思います。要は、私が言いたいのは支給率的には特別に高いものでもないし、ですから、率的には現行のままだでもいいのではないかというのが私の意見です。

【藤井会長】 ありがとうございます。

いかがですか。いろいろな意見を出していただいたほうがいいので、いや、変えられるというご意見もあるかどうか。そこら辺もご意見をいただければと思いますが。

お願いします。

【梶尾委員】 私は、退職制度をそのまま維持すべきだという考えで、前回おりまして、そして、その支給率を変えるということにつきまして、どこがその作業をするかということは、私のほうから逆に事務局に質問したかったことなんですけれども。市長や議員さんの報酬は議会で決めていますよね。最後は。そうですね。決定するのは。

ですから、具体的な数字は、事務局と議会で決めていただく形にしたらよろしいのではないかと思います。こちらは方向づけということで。4年後ですので、どういう情勢になるかもわかりませんので、この場で率を決めることは難しいのではないですか。

【藤井会長】 わかりました。

大体、①については、そういう方向でよろしいでしょうかね。この中で決めるというのは、なかなか、何を根拠に、どれくらい上げたり下げたりという、根拠を示すというのは



この場ではできないと思いますので、一応論点としては挙がっていましたが、ここではこの論点は取り上げずに、もし仮に支給額について新しく答申があったとかいう場合は、またご議論いただくかもしれませんが、今回については、この論点については諮問には入れないという形で扱わせていただきたいと思います。

続きまして、(1)の①から⑤のうちで、私なりに整理させていただくと、先ほど本木委員からありました④ですね、市長さんとそれ以外の特別職さんの退職手当を一律に論じるかどうかということについてと、それから先ほど来、職責に基づくものという話と、それから個人、状況によって金額の増減を決定するのはおかしいという議論と、それから業績主義、先ほど事務局からの回答にもありました業績主義というのは、1つに論じることでもできるかなと思いますので、これで言いますと②、③、⑤のあたりでご意見をいただきたいと思います。

こちらの考え、答申に盛り込む内容とすると、退職手当の性格というのは基本的には職責に基づくものであると考えるか、人、状況によって増減する。その場合、業績主義とかを入れて、退職金を変えるというような選択肢があるのかどうか。このあたりのご意見をちょうだいできればと思いますが、いかがでしょうか。

【藤井会長】 どうぞ、馬場委員。

【馬場委員】 業績というんでしょうか、それを反映をしていくとなると、業績というのは、評価される者もいれば、評価する者が必要になってくるのではないかと思うんですね。それを、どうやって設立をして、どのように判断をしていって、それをどのように退職金に反映させていくのかということまで決めておかないと、この業績の導入というのはここで論じることが難しいのかなと思うんですね。

この話を進めていくとなると、この審議会の中では業績評価を導入するべきであるというところまででいいんでしょうか。それとも……。

【藤井会長】 そうですね。多分それでいくしかないですね。

【馬場委員】 いくしかないですね。

【藤井会長】 その場合はですね。それが望ましいかどうかということをご議論いただければとは思いますが、けれども。

市長さんというのは、すごいお忙しい仕事で、一応、特別職として給料が定まっているということは、その職責に応じた給料になっているという考え方にはなっているんですよ。ですから、そこに個人の観点を入れることが妥当なのかどうかというご判断になると

思いますけれども。

本木委員、お願いします。

【本木委員】 私は、市長さんは行政のトップなんですけれども、市長さんの業績を判断するのは、当然、それは選挙で判断をするわけですから、選挙で市長さんが市民の負託を受けて、当選されてお仕事をされているということは、市長さんが、逆に言えば、きちっと仕事をやっているんだということを、市民の皆さんが評価をしたんだということだと思っんです。

ですから、通常の職員の業績評価と特に特別職の業績評価というのは、それは性質が全く違って、お話があったように、特別職というまさに特別の職ですから、そこは単純に業績評価の中でやるという話には私はならないのではないかと思います。最終的には、市長さんがきちっとした仕事をしない、逆にしないんだというふうに市民の方が判断をすれば、選挙の中できちっとした結論が出るわけですから、それがとりもなおさず業績評価だと、私はそのように思っていますけれども。

【藤井会長】 ありがとうございます。

いかがですか。もうちょっと別のご意見とかもあれば出していただきたい。給料体系が違ふというのは、その職責の応じてということなので、やっぱり人に応じてというのはちょっと、確かにだれが決めるのかということに……。

お願いします。

【羽田野委員】 質問というか、よくわからないところは、本木委員がおっしゃった、市長さんの業績の判断というのは、次に市長さんが選挙に出られて、市民が判断するというのは、有権者が判断する。当選するかしないかというのは、それは4年間の実績を見てわかるというのは、判断されるというのは、それは当然だと思います。ただ、市長さんの、例えば次の選挙に出ない、4年でやめますよと市長さんがおっしゃった場合でも、4年間の市長の職責として100分の350ですか、決まっているわけですよ。

極端なことを言えば、何もなさらなくて4年間そのまま過ぎても、率は決まっている、満額は出るという形になるんですよ。まあ、そういうことはなさらないとは思いますが、市長さんも。ですから、そこを業績とどう結びつけるかというのは非常に難しいし、逆に言えば、できないかなとは思っんですよ。できないような感じもするんですけど。はっきり言えば、当選すれば4年後には一定額もらえるよと、決まっているわけですよ。実績、業績は次の選挙で判断されるよということですよ。

仕組み上そうなってしまうているから、そこはもう変えようがないし、難しいんですけど、そこが普通の会社ですと、賞与のときとかに「おまえ、半年間何にもしなかったではないか。業績を上げて、売り上げが上がってないよ」ということで、査定というのが当然あるわけですけど。それは、次の半年間分という形でいくと、選挙と同じような扱いになるのかなと思いますしね。ですから、業績主義の導入を検討、まあ、答申としては、検討してはどうかというぐらいしか言えないかなと。やる、すべきということはなかなか言えないかなとは思うんですけど。

【藤井会長】 ありがとうございます。

今のご意見についていかがですか。

お願いします。

【梶尾委員】 実際問題、やはり、仕事の業績を評価するということは、難しいのではないかと思いますね。その1つの事業をプラスに見る人もいる一方、マイナスに見る見方もあるということもありますので、ですから、業績主義は具体的には難しいので、市の財政のほうから言って、人件費を削れるがどうかというような、そういう方面からの10%減とか20%減というような方向は1つの考え方としてあるんだと思います。

今回の市長さんの月給の減額が、ある種の業績という観念、考え方なのかもしれないんですけども、それはなかなか難しいと思うんです。ですから、多分そのときの財政状況によって判断するというのも1つの方法ではないですかね。

【藤井会長】 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

【総務部長】 会長、よろしいでしょうか。

【藤井会長】 お願いします。

【総務部長】 業績というところではないんですが、今、梶尾委員が言われましたように、歴代の市長の中には、財政状況が非常に厳しいときがありましたので、そういった状況から歴代の市長がみずから判断して、10%退職金をカットしたという、これは、本条例を改正ではなくて、一時的なものですので、特例条例にて措置して、1割カットした例がございます。

以上です。

【藤井会長】 お願いします。

【山本委員】 済みません、それはいつ、何年度の話ですか。

【総務部長】 それでは、資料1のところをごらんいただきたいと思います。特別職及び一般職の退職手当の支給比較表でございます。その15年度、市長退職手当額、ここは1割カットしたということで、1,215万9,000円という形になっております。この15年度がそういう措置をしたところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。いいですか、続けて。その15年度に財政が悪化したということで、1割カットした後に、その次の年に民意を問うといったときに、その1年で330万の退職金が出たということになりますよね。そういう認識でいいんですか。

【総務部長】 この15年度の退職金の支給につきましては、任期が平成11年の4月から15年の4月までの任期における退職手当でございます。翌年は、民意を問うということで、1年で退職していますので、337万7,500円。それで、19年のところは、残りの任期3年間というところでございますので、16年と19年を足しますと、1,351万になると思います。

以上です。

【山本委員】 お聞きしたかったのは、その平成15年度では財政が悪化したから10%カットして、1年後に健全な財政に戻ったということなんですか。

【総務部長】 小金井市は、平成9年のとき、職員の退職手当が一般財源からは支給できないということで、退職手当債の発行ということで、言ってみれば借金をしたということがあります。退職手当債を発行するに当たりましては、行財政改革をしなければならぬということ、その11年から15年、非常に厳しい状況だったということでございます。それに対して、その当時の市長が判断したということでございます。15年度だけが厳しかったということではなくてです。

【山本委員】 ありがとうございます。

【藤井会長】 それでは、先ほどの能力給のあたりとか、個人に応じて金額を増減するというあたりで、基本的には職責に基づくというもので、その職責、仕事の内容が軽減されれば給料を下げるとか、退職金を下げることがあり得るんですが、仕事が変わらないのに給料とか退職金を下げるとするのは、話とするとおかしい感じはしますが、ただ、その能力給とかという、先ほど羽田野委員がおっしゃったそのあたりはどうでしょうか。一方では何か、ものすごく働いている割には安いというような気もするので、能力給を入れても、実質的にはそんなに変わらないのかなという気もしますが、ただ、能力給を入れ

る場合、具体的にどう入れるのかというようなこととかですね。それが結構、難しい……。

【羽田野委員】　そうですね。先ほど馬場委員がおっしゃったように、評価する人も必要ですし、その制度も必要ですし、一概にはやっぱり難しいとは思いますがね。

【藤井会長】　では、そういうご意見もあったということではいいですかね。答申、どの程度の分量になるのかということにもよりますけれども。

お願いします。

【本木委員】　通常の業績評価の場合は直属の上司が直接評価をするという形になっていますので、ですから、職員であれば課長さん、部長さんとだんだん職階が上がっていく人が、順番に部下を評価する、こういう形に多分なっているはずなんですよね。

ですから、副市長さん、教育長さんは、まあ、教育長はよくわかりませんが、市長さんが評価をすると。その市長さんの評価は市民が評価するという、そういう枠組みになっているはずですから、その評価をするということの尺度が、通常の業績評価の職員の評価の部分と、委員長がおっしゃったように、特別職の評価というのは違うのではないかなという感じもしますし、具体的に評価をするイメージが私はあんまりよくわからないんですがね。

【藤井会長】　もし、具体的なイメージがないとすると、おっしゃる趣旨は私もよくわかるんですね。実際、何にもしなかった場合、どうなんだという。もし万が一、そういう方がいた場合は、4年間もというのは、たしかにお気持ちとしてはよくわかるんですが、ただ、具体的に答申に盛り込んだ場合、具体策が見当たらないということであれば、書く意味が逆になくなってしまうかもしれませんね。

【本木委員】　そうですね。おっしゃるとおりで、具体策も見えないものを書いて、提案しても何もなりませんから、ある程度、形が見える形のものでない限りということだと思います。

【藤井会長】　わかりました。ありがとうございます。

今の議論については、そういう方向でまとめさせていただきます。

それから、④の特別職にも一律に適用することについてという、このあたりはいかがですか。

お願いします。

【本木委員】　私は、副市長さんと教育長さんと市長さんというのは基本的に役割が違って、副市長さん、教育長さん、特に副市長さんは事務方のトップという、そういう形に

なっていますから、そういう意味では国でいけば事務次官という位置づけですから、すべての事柄についてやるんですけれども、市長さんというのは、行政のトップでもあると同時に、政治家としての立場が当然あるわけですから、これは両方一緒に議論するというのはやや無理があるかなと、私は気がしています。

【藤井会長】 退職金というのは生活保障の面とか、あるいは報償的な意味とかいろいろ意味もありますので、一律に全員一緒にとすることができるのかどうかというのが、私自身も疑問と言えば疑問かなというふうに感じてはいるんですが。

いかがですかね、別のご意見もあり得るとは思いますが。

お願いします。

【村上委員】 この特別職、今の市長さんは結局退職金は要らないということで、選挙にお出になりましたけれど、それと今ここに④番にあがっている特別職に、市長さんが要らないと言ったのは、副市長さん、教育長さんを含めてしまうことになるんですか。そういう解釈ではないんですか。

【藤井会長】 ですから、それをどういうふうを考えようかというのは、ここでご議論いただければと思っています。今のご質問は、市長さんはどう考えているかということですか。

【村上委員】 市長さんは要らないという形で、そうすると、それに付随して、今回ここに挙がっている④番を全部一緒に、副市長さんも教育長さんも一緒にするのか、それとも今の市長さんとは関係なく、この3人の特別職を全部一緒にするということになるんですか。

【藤井会長】 それは、だれがというと。今のご質問は……。

【村上委員】 今期だけではなくて、ずっとこれからもということになるんですか。

【藤井会長】 それも、この場での議論ということになります。今期だけということであれば、先ほどの下のほうの、本則の改正とするか、特別条例の制定とするかということと絡んでいきますけれども、本則で市長さん、副市長さん、教育長さんは退職手当は要らない、そういう選択肢はこの審議会ではないということになりましたけれども、というふうに決めるということになれば、そうなりますし、今期だけということであれば、特別条例の制定ということになります。

あと、市長さんのご意向とすると、一律適用したいというふうにおっしゃっているという理解でいいんですか。それとも、特別職について合わせて検討してくださいという趣旨

为什么呢。

【総務部長】 今回、市長としましては、諮問は特別職の退職手当の在り方というところで、制度をどうするか、廃止するのか、存続するのかというところで、あと支給率についても言及はされておりますし、審議もいただいて構わないということでございます。

今回、市長が選挙公約では、市長ご自身だけが、退職手当は支給しないということで、副市長、教育長については触れてはございません。

【村上委員】 わかりました。

【藤井会長】 諮問とすると、特別職の退職手当ということになりますので、副市長さん、教育長さんも特別職である限り一律適用という選択肢はあると言えはる。それについてこの審議会ではどう考えるかということになるかと思えます。一律という積極的なご意見があれば出していただいて、その場合はどういう理屈になるのか、難しいかもしれませんが。お一人、お一人いろいろ生活がありますから、それを一律にという理屈がたつかどうかですね。

【総務部長】 他市の例では、一応、特別職といいますと、市長、副市長、教育長ということで、我々では、一応、理事者と言っております。理事者一体の原則というような形でよく使うんですが、政策的にいろいろ財政事情が厳しいというときに、ほかの市でも退職手当を、市長何%、あと副市長、教育長はそれより低い額をカットしているような例がございます。これも、特例条例で措置をしている一時的なものということで措置している例がございます。

以上です。

【藤井会長】 確かに、以前にお配りいただいた中でも、まとめてこの3職が退職手当を受けないという例もありましたけれども。この小金井市ではどういうふうに考えるかということです。

本木委員、お願いします。

【本木委員】 先ほどの業績評価のお話と、ある意味では逆の話だと思うんですけど、たしかに今おっしゃっているように、市長さんと副市長さんと教育長さん、事務方の理事者のトップということで、三位一体で当然やっていますから、市長さんが退職手当をご辞退されれば、当然、副市長さんも教育長さんというのは、わからないわけではないんですけども、ただ、きちっとした形で仕事をしていただこうとすれば、それはきちっとした形で待遇をすべきで、それはまさに先ほどのお話の業績評価の部分の裏返しだと私は思

っているんですね。

市長さんは、先ほど部長さんがおっしゃったように、選挙の中で私は要りませんということで、それは皆さんが納得されて、市長さんが当選されたことだと思うんですけども、事務方のトップは、市長さんをそういう意味では支えるということからすると、それなりのきちっとした枠組みなり待遇をしてあげないと、市長さんを支えるということにはなかなか難しいのではないかなというふうに私は思っていますので、市長さんは選挙ということで、ご自分のお考えなんですけれども、市長さんと副市長さんは少し分けて考えたほうがいいのかと私は思っています。

【藤井会長】 いかがですか。一緒にという議論があれば。

山本委員、お願いします。

【山本委員】 先ほどから業績の話にまた、私も戻ってしまうかと思うんですけども、市長さんの働きというのは、何で判断する、一番目に見やすいのは財政面だと思うんです。うまく仕事が回っていれば豊かな市になっていくのではないかと。乱暴な行政をいろいろやられると、やはりだんだん市民につけが回っていくと。

要するに財政が悪化して退職金が払えないとなれば、やはりそれはトップの人の責任ではないかなと思います。それが市長さんだけの責任なのか、補佐役の副市長さんなり、教育長さん、またはもっと下まで行く。ある程度仕事が大変だから、そのぐらい出さなければ仕事はちゃんとできないみたいなではなくて、きちっと、今、小金井市がいろいろ難しい問題をたくさん抱えていると思いますので、それを乗り越えて、これぐらいの退職金が十分出せますぐらいなことをやってもらえれば、もちろん十分、それは報酬はいただいてもらいたいですし、そうではなく、どんどん、どんどん行政が悪化していくのに、財政も悪化していくのに、やはり市長さんは大変なお仕事ですし、市長さんは要らないっておっしゃったから、副市長さん、教育長さんはいただいでくださいというのは変な話ではないかなと思います。

【藤井会長】 どうですか。ほかにご意見があれば。

そこら辺、どうでしょうかね。いかがですか。

【本木委員】 質問なんですけれど、今、副市長さんは決まっているんですけど。

【総務部長】 まだ、決まっておりません。

【本木委員】 近々に議会にかけてとか、そういう予定はまだないんですか。

【総務部長】 副市長の人事案件はまだ議会へ上程はしておりません。今後もまだ未定



の状況です。

【藤井会長】 それは、財政的な問題とかと絡むんですか。

【総務部長】 市長のほうで人選をしているという状況だと思っております。人選中ということですよ。

【藤井会長】 今、山本委員からご指摘があったように財政をどういうふうにするか、あるいは業績をどういうふうにするかということと、この一律に適用するということが連動しつつありますけれど。財政問題を抜きにして考えるというのは難しいかな。おそらく、その3職とも退職手当を受け取らないとは、よっぽど財政が悪化しているところなのかもしれませんね。だから、本当に市長さんとか3職がスーパーマンのような方であれば、小金井市だけ財政が潤うという可能性がないこともないかもしれませんけれども。ちょっとその実態については私もよくわからないので、そういうお考えが、山本委員のお考えもそういうこともあるのかなと思いつつも、一律に適用するということのデメリットも大きいかなという気もしているので、その財政みたいなものをどれくらいこちらで考えるかによって変わってきますかね。やっぱり市民とすると納得できないということですよ。

【山本委員】 そうですね。先ほどのお話だと、働けど、働けど、評価されないとか、働いていないのに評価されるという見えない実態は難しいんですけども、数字を追いかけていくとすごくわかりやすいと思うんですね。やはり1年目で出なくても、4年という任期があれば、いい方向に動いていけば、やはり財政もだんだん上向きになっていくのではないかと思います。

少し勉強した限りでは、平成8年度は、本当に小金井市はワースト全国でナンバー1。もう、言葉は悪いですけど、もうひどいことをやっていたということで、全国的に明るみが出て、それからだんだんよくなってきたということなので、私たちが払っている税金を見張らないで、払えば終わりで終わってしまうと、やはりわからないことがいっぱいあると思うんです。そういう意味で、数字を管理して、それこそどンドン財政状態がよくなれば、極端に言えば、皆さんそれだけ一生懸命やってこられたのだから、いただいくださいとも言えますし。やはり、仕事って寝ないで働いたとかというより、いかにうまく予算内で回して市を活性化させていくかという問題ではないのでしょうか。それが市長さんのお仕事であると思うんです。

【藤井会長】 その特別職の仕事だという。

【山本委員】 家庭で考えると、市長さんは一家の主ですよ。副市長さんは、極端に

言うと、奥さんみたいな感じになりますので、大きな枠で考えると、私ら市民は子どもになるのではないですか。なので、子どもたちが飢えて大変なのに、お父さんだけ小遣いばんばんもらっているのかという話にもなって、極端に、まあ、小学生に言うような話になってしまいますが、そういう感じなので、せめて選挙のときの公約、いかに選挙のときだけきれいごとを言って、後は終わりではなくて、それが実現できなくても、いかに4年の任期の間でしていただいて、市がこのぐらいよくなりましたみたいなのが、数字を見て見えるようになっているようにはしていただきたいと思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

何らかの方向でまとめていかなければいけないので、もうちょっと皆さんのご意見を聞いて、大筋を考えていきたいとは思いますが。

お願いします。

【羽田野委員】 質問ですけれど、この支給率は固定ということになるんですか。市長さんの100分の350、副市長さんの100分の300というのは。

【藤井会長】 いかがですか。

【総務部長】 これにつきましては、社会経済情勢の変化によりまして、支給率は変動してきており、経過をたどって、今現在1年につき100分の350ということです。ですから、また今後、新聞報道によりますと、国家公務員の退職手当の引き下げというところも言われていますので、そういった社会経済情勢、民間のほうの退職手当の率が低くなれば、民間準拠ということでございますので、そういったところも加味しながら、そういうふうな方向になれば、また報酬審のほうに諮問する形になって、決定していただいて、それをもとにして議会で議決して決まるという手続になります。

以上です。

【羽田野委員】 今の山本さんの話ではないですけど、業績というか、要は市の財政ですよね。財政状況に合わせて、支給率を変えるとかですね、そういうことって答申に入れることはできるのか、あるいはそういうことが可能なのかということなんですけれど。

【藤井会長】 それは、どうですか。

【総務部長】 報酬審で、議論されてそういうふうになれば、可能だと思います。条例を改正するかどうか、市長がその答申を尊重するという事になっていきますので、あとは市長がどう判断するかです。

【藤井会長】 ですから、そういう選択肢もあるということですね。

一律適用というふうに答申をする場合に、仮に、その場合にもしそれが実現されたとなると、議会で通れば、特例条例で、期間限定で定める。特別職、この市長さん、副市長さん、教育長さんについて、退職手当の支給制限を議会で認められれば、それがそのまま適用されるということに当然なるわけですね。

今、当然、教育長さんはいらっしゃるわけですね。それは具体的に、私はイメージがあまり浮かばないんですが、一律適用というのは具体的にもし適用される場合にはどうやって適用されるんですか。新しい副市長さんが指名される前に、その特例条例が決まると……。ですから極端な話、退職金が出ないというふうにした場合に、いい人が得られるのかという……。

【山本委員】 そうなんですかね。

【本木委員】 私もそれが極めて心配で、今いろいろな問題で市長さんも大変なわけで、それを支えてくれる人がそういう条件で、それにふさわしい方が来ていただけるのかどうかというのが、そういう意味でちょっと心配は心配なんです。

【藤井会長】 山本委員の気持ちはすごくよくわかる。先ほど能力給と同じような意味で、よくわかるんですが、具体的に想像した場合に、今いる教育長さんはどうなるのか。それは決まりがあるんでしょうけれど、今度決まる副市長さんが、退職金を投げ打って、私の仕事はそういうものなんだというようなイメージとか印象を受けますかね、というようなことも思ったので、具体的にどうなのかなということをちょっと……。

【村上委員】 前回で退職手当の制度を廃止しないというふうに、一応、私たちのところは決まりましたよね。それに基づいて、例えば一律の適用というのはできるのかなと思っている……。

【藤井会長】 そうですね。

【村上委員】 退職手当の制度を廃止してもいいというふうになるのだったら、この一律の適用はちょっと困るなと思いますけれど。

【藤井会長】 ですから、仕組み自体は残すというふうに合意していますので、今期に限ってというような、今の市長さんがおっしゃるような意味で、ご本人が自分の退職手当は要らないというのと同じように、三役について、特別職のこの副市長さんと教育長さんについて、特別にこの期間限定で退職金を払わない。

【村上委員】 それは市長さん以外も、この一律適用にした場合はなってしまうんです

かね。

【藤井会長】 はい、そうですね。一律適用というのはそういうふうには。

【村上委員】 手当の制度は廃止しないというふうにこちらで決めておいてもなるんですか。

【藤井会長】 制度は残しますが、特別にこの期間だけは払わないというふうに決めることもできる。

【村上委員】 その特例を市長さんに限定するということは。

【藤井会長】 それを今、議論しているわけですよ。ですから多分、ご意見とすると市長さんだけのほうが良いというご意見ですよ。

【村上委員】 はい、もしそうなのであればね。

【藤井会長】 その場合は、一律適用に反対というご趣旨ですよ。

【村上委員】 そうです。

【羽田野委員】 個々の判断という形でいいのではないかと思うんですけど、一律ではなくて。

【総務部長】 過去にもこういったケースがいろいろあって、手当というよりは給与の関係も減額カットする場合がありますけど、そういったときにも理事者一体というところで責任をとるという形で、給与をカットするということもございます。また、教育長は除くという場合もありまして、ケース・バイ・ケースによって、理事者のほうで判断してカットしているということもございます。

ですから、退職手当につきましては過去には歴代の市長がカットしたというところがございますが……。それと、副市長のほうも過去に、その当時助役でしたが、やはり理事者一体というところでカットしているというケースもあります。一定、理事者のほうで協議しながら決めていくというところがございます。

【藤井会長】 その場合は、仕組みをつくるというよりも、そのときのご本人たちの意向といいますか、意思といいますか、に基づいてという形になっているわけですか。

【総務部長】 過去、退職手当のほうをカットしたときは、やはり理事者一体というところで、市長、助役、教育長もカットしています。

【藤井会長】 それは、そういう仕組みをつくったから、副市長さん、教育長さんもやむを得ずという意味なんですか。

【総務部長】 そういった仕組みというよりは、特別職の一体の原則というような形で、

慣例的にそういった一律にやるケースがあるということで、必ずそれでやらなければいけないというところではなくて、理事者のほうで相談してやるということで、仕組みとしてなっているものではございません。

**【藤井会長】**　　そうですか。わかりました。

ですから、今回の場合は、特例条例にするにしても、そういう仕組みにしてしまうかどうかという話なんですね。ご本人たちが、我々が一律に適用しないということを決めても、ご本人たちが自分たちで適用しましょうということがあり得るのかもしれませんが、我々とする、そういう仕組みをつくるかどうかという大枠の議論のときに適材が得られるかという感じが一番ネックとしてはありますかね。

**【山本委員】**　　逆にそれをうたってしまっているから、今、副市長さんがなかなか決まらないですかと、何か逆にそういうお話をしていると、何かそういうふうに思ってしまった。なかなか、副市長さんの指名が難しくなっているのかなと考えてしまうんですけども。

**【藤井会長】**　　一応、政治的な動きというのはあるのかもしれませんが、ここでは一応仕組みの議論なので、もうちょっと大枠で、あまり……、大枠で考えましょうかね。

ということで、どうですか。その一律ということについては、村上委員からはちょっと消極的なのとか、別のご意見が出ていますし、本木委員からは、職責がちょっと違うということもあるし、政治家と行政という分け方でも、それが一律に退職金について、一律に適用することについてちょっと別のお考えも示されましたが、どうしますか、山本委員。何か、つけておきますか、そういう意見があったということ。

**【山本委員】**　　私なんかが考えるには、退職金というと、すごく重い。一般市民から言わせてみますと、退職金は一生働いた分だと思いますけれど、これをよくよくみると4年に1度出ているというところで、退職金って同じ表現ですけど、ちょっととらえ方を別にしてもいいのではないかなとは思いますが。やはり、市長さんがいただかないとうたっているのであれば、副市長さんも当然私は一体となるべきだと思います。教育長さんは、でもと思うんですけど。

**【藤井会長】**　　そういう意見もあったということを加えておきましょうかね。

仕組み的には大丈夫ですか、一体ということで。仕組みとして無理があれば、実際の例は、多分、相当に財政が厳しいところにしかない仕組みだとは思いますが、だから、それが小金井市の、そんなに財政再建団体になるというほどでもないところで適用するとな

ると、結構大きな問題というか仕組み、珍しい仕組みにはなりますけれどね。ご意見がありましたから入れましょうかね。では、そういうご意見があったということを明記させていただきます。

それでは、(1) 番のところにつきましては、退職手当の支給率(額)について決定するという事は、この審議会としてはしない。それから、人によって、状況によって、金額の増減を決定するとか、業績主義の導入についても、そういうことは考えない。職責に応じた退職手当ということが確認されました。ただし、一律適用ということは、財政的なこともありますので、あるいは、一体的なお仕事ということも考えた場合に、一律適用ということもあり得るといふご意見もあったといふことは明記させていただきます。

それでは、2番目。条例の制定方法についてに移らせていただきます。これ2つありますが、②のところですね、特別職の意向を退職手当の支給額に反映させることについて。ですから、ご自身はこの任期のときには退職手当は要らないとか言った場合に、支給額に反映させることについてと、その反映させる場合に本則の改正とするか、先ほどの事務局の説明にありましたように、本則の改正といふと、ご本人がそういうふうに言った場合が後々まで影響するといふ形になります。それか、特例条例として、期間限定として、この期には退職金を受け取らないといふふうにするかといふ、条例の制定方法についてご意見をいただきたいと思っております。

この点については、特別職、ご本人の意向であれば反映させる。上限はもちろんありますので、減らすといふことに限定されていることだとは思いますが、減らす、あるいは要らないといふふうなお申し出を反映させることについては、反対は多分ないですよ。今までのご議論では。よろしいですか、その点については。

その上で、本則の改正とするか、特別条例の制定とするかといふことで、繰り返しになりますけれども、期間限定といふご意見なのかなといふふうには受け止めていたんですが。いいですか、山本委員。

【山本委員】 いいと思います。

【藤井会長】 本則の改定という選択肢はちょっと難しいかなとも思うんですよね。よろしいですか。はい。

この点については、二つとも、二つともって申しわけありません、意向を反映させること、それから特例条例の制定とすることといふことが、全会一致でお認めいただいたといふことにさせていただきます。

それから、3番目。退職手当の支給時期について。これは、先ほど来、議論になっております、特別職の給与に関する条例というのが、第1回の次第の一番最後についてあります。先ほど羽田野委員からもご発言があったところですが、もしお持ちであれば、ごらんいただきますと、第1回の次第の一番最後のところに、特別職の給与に関する条例というのがございます。ここの第5条の4の第2項のところですか。前項の退職手当の額は退職等の日における給料月額に次の額号に定める割合を乗じて得た額とする。ということなので、月給の額と、それから市長さんの場合は在職1年につき100分の350、これに、在職年数をかけるというような形で出てきます。在職年数をかけるというのはどこに出てくるんですか。

**【総務部長】** 特別職の給与に関する条例の5条の4の第3項のところの、前項の在職期間の計算は、市長等となった日の属する月から退職等をした日の属する月までの月数によることとし、ということで、通常ですと4年間ということになります。

**【藤井会長】** そうか、月数による、このところなんですね。わかりました。

では、何年何カ月という払い方なんですね。

**【総務部長】** そうです。しかし、6カ月以上の端数月のときは1年とするということでもあります。

**【藤井会長】** 済みません、ありがとうございます。

ということで、このところで、月給掛ける100分の350掛ける何年間。通常であれば4年間という額が、これで定まっているんですね。そうすると、ここで問われていること、ちょっと長くなって申しわけありません、退職手当の支給制限を1任期ごとにするということについてということは、例えば2期お務めになった場合は8年をまとめてお支払いするか、それとも選挙があった4年ごとにお支払いするかということが、論点になります。

3期あれば12年、4期あれば16年とかというのをまとめて払ったほうがいいのか、選挙のたびごとに払うかということですか。ですから、16年務めても1期分しか払わないとかという選択肢は、この規定だとないということになります。

お願いします。

**【本木委員】** 通常、小金井市以外の多摩のいろいろな市町村がありますよね。そこは、市長さんはまとめてもらっているんですか、それとも任期ごとで分割してもらわれているんですか、どうなんですか。

**【総務部長】** 26市中、1市だけが通算するという形でやっています。あとほとんど

は、任期ごとに支給しているという形になっています。

【藤井会長】 済みません。それも、先ほどの第1回の資料の資料-4というところをごらんいただくと出てくるんですが、9ページですね。これですと、東村山市のみ、在職中通算というふうになっていて、ほかの市はすべて任期ごとに退職手当、ですから、さっき出てきたように、1年でおやめになった場合は、掛ける1年という金額でお支払いをしているということになります。

いかがですかね。

お願いします。

【羽田野委員】 私は、任期ごとでいいと思います。というのは、社会情勢も財政状況も変わってくるので、16年、例えば4期やって16年分も一気にそのときの財政で払えるかという問題も、当然、極端な場合は出てくると思うので、任期ごとにしたほうが、今回、佐藤市長は要らないとおっしゃった。その後は、財政が非常に好転したと。そうした場合、例えば、市民の中からもらってはどうかという声も出てこないとも限らない。そういうことも考えると任期ごとがいいのではないかと思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。

一応、4年ごとに選挙がありますし、そのときに区切りはつくということなので、それを超えてお支払いするというのは、逆にですから、どういうふうに考えるのかがちょっとわかりにくい気もしますけれど。では、選挙で4年という区切りがありますので、任期ごとに支給するという事でよろしいでしょうか。はい。

ありがとうございます。

ということで、これで、大体、審議で出された論点について結論が得られましたので、文案についてはこちらのほうで、きょう精査している時間がございませんので、きょう受けた結論を事務局のほうと私のほうで相談させていただいて文案をつくる。ですから、前回の議員報酬と同じような感じで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

一言という部分についてはちょっと検討させていただいて、どの程度の大きさで取り上げたほうがいいのかどうかということも、検討させていただいて、また委員の皆様にご確認させていただいて答申をさせていただくという段取りで進めさせていただきたいと思います。

それでは、一応、本日の議題というのはここまでなんですが、よろしいですか、事務局とすると、それで。

【事務局】 いいです。



【藤井会長】 なお、事務局から事前に配付されていると思いますが、前回審議に関する議事録の構成につきましては、全文公開となっておりますので原則このままになりますが、万が一個人情報等の観点から公開するにふさわしくない事項等がございましたら、本会議終了後、事務局へお願いしたいと思います。最終確認につきましては会長一任とさせていただきますたいと思います。

そのほか、事務局から事務連絡をお願いします。

【総務部長】 慎重なる審議をいただきまして、ありがとうございました。

この委員会におきましても、市長の公約の一つであります、給料の減額と退職手当を支給しないという件でございますが、こちらの審議会のほうに報告させていただきましたが、その結果をまた動きがありましたので、報告させていただきます。

市長のほうの減額する特例条例の関係でございます。あと、退職金を支給しないという特例条例でございます。これにつきましては、6月の市議会に提案しました。給料の減額につきましては、市長20%、副市長、教育長10%カット、7月から任期中までということと提案しました。退職金につきましては、任期中は支給しないという形で、特例条例を2本上程したところでございますが、議会のほうでは委員会付託となりまして、継続審査となりました。その中では、任期中の4年間というものは、恒久的なものではないかというところがありまして、この辺については報酬審に諮問しなければいけないのではないかなというような、いろいろ議論がありまして、それを受けまして、市長のほうは、9月7日に議会のほうに特例条例を撤回しております。

それで、委員会の審議を踏まえまして、再度9月議会のほうに提案しました。その結果、今回再提案したのにつきましては、市長、副市長、教育長の給料の減額の特例ですが、これにつきましては、率は同じですが、10月1日から結局恒久的なものというふうに言われましたので、その単年度ごとにということで区切らせていただきまして、今年は10月1日から翌年の3月31日までという形で、特例条例を提案し、これは可決されております。ですから、今度は年度ごとに提案するというので、来年度また1年間を提案するという形になります。

それで、市長の退職手当を支給しないという特例条例の関係ですが、これにつきましては、まだ継続審査となっております。これにつきましては、今、特別職の報酬審議会に諮問している答申の内容を見てからというような形がありまして、議会のほうは継続審査という形になっております。ですから、まだ市長の退職手当を支給しないという条例は可決

されておられません。

以上でございます。

【藤井会長】 今の件はよろしいですか。ご報告ということですので。

それでは、本日の審議会は終了いたします。長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

【羽田野委員】 きょうの分の答申というのは、いつごろ出されるんですか。

【藤井会長】 いつごろつくりますか。

【事務局】 議会には一応、答申につきましては年内をめどに作成をお願いしているということでお伝えしてございます。ですから、会長と事務局で答申案をつくらせていただいて、各委員さんに内容をご確認の上、知っていただいた上で、市長に答申は年内をめどというふうに、事務局としては考えてございます。

以上です。

【藤井会長】 よろしいですか。

ということですので、審議が終わりましたので、終わりにさせていただきます。

どうも、お疲れさまでした。

— 了 —